

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

ハンセン病問題を正しく理解しよう

○ハンセン病について

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気です。らい菌の感染力は極めて弱く、日常生活で感染することはありません。また、たとえ感染しても現在では、適切な治療によって完治することのできる病気となっています。

○差別はどうして生まれたのか

平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまで、ハンセン病患者は社会から隔離される政策が取られてきました。強制的に療養所に入所させられたり、家が消毒されたりしたことで、感染力が強く恐ろしい病気という誤った考えが広まりました。

○わたしたちにできること

ハンセン病の患者・元患者は、誤った国の政策などによって、長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態がようやく正しく伝えられるようになりました。

わたしたちにできることは、一人ひとりがハンセン病問題について正しい知識と理解を持つことです。そして、差別や偏見をなくす第一歩としていきましょう。

心配ごと・福祉なんでも相談



全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 6月11日（火） 午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、いじめや差別などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

※高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談は町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730（直）

町社会福祉協議会 ☎963-0921（直）



人権イメージキャラクター
人権擁護委員の人権擁護ちゃん